

沼田市酪農・肉用牛経営継続支援金



コロナ禍による消費の減少、ウクライナ情勢などに伴う粗飼料高騰などの影響を受け、生産コストが特に高く、厳しい状況にある酪農・肉用牛農家の経営支援を目的として補助金を交付します。

対象者

市内に畜舎を有し、現に乳用牛もしくは肉用牛を飼養している市内に住所又は事業所を有する個人又は法人

補助金額

下表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額に、令和7年2月1日時点の家畜の飼養頭数を乗じて得た額の合計額

区分	交付金額
乳用牛	1頭当たり20,000円
肉用牛	1頭当たり10,000円

交付方法

申請者への口座振込

申請期間

令和7年11月4日(火)から令和8年1月30日(金)

申請方法

期限までに沼田市経済部農林課農業振興係へ申請
(申請書及び添付書類を窓口へ持参または郵送(令和8年1月30日の消印有効))

申請様式の入手方法

沼田市ホームページ上からダウンロードまたは、
市役所農林課の窓口でお受け取りください。

・沼田市役所
農林課(テラス沼田5階16番窓口)



○問い合わせ先 農林課農業振興係 23-2111(内線5015. 5016. 5017)

**「沼田市酪農・肉用牛経営継続支援金」
対象者と申請書類のご案内**

対象となる農業者	
市内に畜舎を有し、現に乳用牛もしくは肉用牛を飼養している 市内に住所又は事業所を有する個人又は法人	
対象となる要件	
(1) 群馬県知事あてに家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第12条の4第1項に規定する定期報告（以下「定期報告」という。）を 行っていること。※令和7年2月1日時点	
(2) 畜産物の生産を目的として乳用牛又は肉用牛を飼養していること。	
(3) 支援金の交付後も酪農・肉用牛経営を継続する意思があること。	
(4) 申請者及びその世帯全員に市税等の滞納がない者。	
(5) 沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する 暴力団又は暴力団員等 のいずれにも該当していないこと。	

申請必要書類	
☐	(1) 沼田市酪農・肉用牛経営継続支援金申請書兼請求書（様式第1号） ※ 沼田市ホームページまたは農林課の窓口にあります。
☐	(2) 令和7年2月1日時点の家畜の飼養頭数が確認できる定期報告書の写し
☐	(3) 過去1年間に畜産物を販売、出荷していることが確認できる書類 （販売伝票、出荷伝票、令和6年分確定申告書の写し等） ※ 認定農業者は省略可とする。
☐	(4) 振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し又は キャッシュカードの両面の写し ※ 個人事業主の場合は、申請者ご本人の口座、法人の場合は、 法人名義の口座に限ります。